

鴨川市情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第1号

鴨川市情報ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令

鴨川市情報ネットワーク運用管理規程（平成17年鴨川市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「鴨川市個人情報保護条例（平成17年鴨川市条例第9号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。